

埋蔵文化財包蔵地内・外における土木工事等に伴う届出の提出について

島本町教育委員会

島本町内において、住宅建築、よう壁、盛土、切土等あらゆる土木工事を行うとす
る場合、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内においては「埋蔵文化財発掘の届出」、周
知の埋蔵文化財包蔵地外では「土木工事等計画届出書」を提出する必要があります。

1 埋蔵文化財包蔵地内の届出

文化財保護法第93条第1項の規定により、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範
囲内で土木工事等を行う際には、発掘（工事）に着手しようとする60日前までに文
化庁長官に届け出ることが、法律で義務付けられています。

大阪府教育庁文化財保護課のホームページや下記のホームページからダウンロー
ドした「埋蔵文化財発掘の届出」の様式に、必要図面を添付したもの2部を、工事着
手60日前までに下記の窓口に提出してください。

2 埋蔵文化財包蔵地外の届出

埋蔵文化財包蔵地外において工事中に遺跡が発見された場合、工事の中止等の重大
な影響が予想されるため、島本町文化財保護条例第18条第4項及び同条例施行規則
第18条に基づき、埋蔵文化財包蔵地の範囲外で土木工事等を行う際には、その内容
について島本町教育委員会と協議をお願いしており、「土木工事等計画届出書」を提
出していただいております。

下記のホームページからダウンロードした「土木工事等計画届出書」の様式に必要
図面を添付したもの1部を、工事着手60日前までに下記の窓口に提出してください。

※ 土木工事等の計画に変更があった場合は、変更箇所を提出していただく必要が
あります。速やかに下記の窓口までご連絡いただき、再度協議を行ってください。

【様式、説明文掲載ホームページ】

<https://www.town.shimamoto.lg.jp/site/rekishi-bunka/13334.html>



〔連絡先〕

島本町教育委員会事務局 教育こども部 生涯学習課
〒618-8570 島本町桜井二丁目1番1号
電話番号：075-962-6316（内線：193）
Fax 番号：075-962-0611